

平成30年9月25日

~~関 係 各 位~~

鹿児島労働局総務部  
労働保険徴収室長

労働保険の適用促進に係る広報紙・HP等への掲載等について（依頼）

労働保険行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険の適用事業場は、これまで皆様にもご協力いただいた結果、着実に増加しているところではありますが、依然として加入手続をしていない事業場も多く存在しているところです。

厚生労働省においては、毎年11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、未手続事業場の解消のための広報活動を全国的に集中して展開することとしています。

当局においても、県下労働基準監督署及びハローワークと一体となって広報活動を実施することにより、制度のより一層の理解と周知をすすめてまいります。

つきましては、本強化期間の趣旨を御理解いただき、貴職発行の広報誌あるいはホームページ等に掲載いただければと、お願い申し上げます。別紙文例につきましては、メールによる送付につきましても対応いたしますのでご相談ください。

なお、掲載いただいた際には、お手数ですが、広報紙を一部送付あるいはホームページ掲載を御一報いただければ幸甚に存じます。

また、事業主向け会合等の際に、当局担当者による各種制度案内等を希望される場合につきましても、対応いたしますのでご相談ください。

【担当】

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎  
鹿児島労働局総務部 労働保険徴収室  
適用第一係 野崎

TEL 099-223-8276

FAX 099-223-8384

E-mail: nozaki-makoto@mhlw.go.jp

## 文例 1

## 労働保険の加入はお済みですか

## 11月は『労働保険適用促進強化期間』です

・・・正社員はもちろん、パート・アルバイト・臨時社員など、名称の如何を問わず

一人でも労働者を雇用している事業主の方には

労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。・・・

○労働保険は、労働者等の生活の保護や雇用の安定を図るための国の制度です。

労災保険は、労働者の方が業務災害や通勤災害に見舞われた場合に、被災者や遺族を援護するために、必要な保険給付を行うものです。

雇用保険は、労働者の方が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために、必要な保険給付を行うものです。

○事業主が故意又は重大な過失により、労災保険の加入手続をしていなかった期間中に労働災害が発生し、労災保険給付を行った場合には、労働保険料がさかのぼって徴収されるほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部が徴収されます。

○まだ加入手続がお済みでない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）で加入手続をしてください。

なお、労働保険事務組合又は社会保険労務士に加入手続を依頼することもできます。

<問い合わせ先>

鹿児島労働局労働保険徴収室（Tel. 099-223-8276）

又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）まで

## 文例 2

## 11月は『労働保険適用促進強化期間』です

1人でも労働者を雇用している事業主は労働保険（労災・雇用保険）に加入する必要があります。

○労災保険は、労働者の業務中又は通勤時の災害に対し、雇用保険は、労働者が失業した場合・激甚災害により一時的休業・離職を余儀なくされた場合、育児休業や介護休業等により賃金が低下した場合等に必要な給付等を行います。また、事業所向けには各種助成金の支給を行います。

○まだ加入手続がお済みでない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

<問い合わせ先>

鹿児島労働局労働保険徴収室（Tel. 099-223-8276）

又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで

別紙 2

労働保険の加入はお済みですか

11月には『労働保険適用促進強化期間』です

正社員はもちろん、パート・アルバイト・臨時社員など、名称の如何を問わず

一人でも労働者を雇用している事業主の方には労働保険（労災保険・雇用保険）

に加入する義務があります。

文例 1

○労働保険は、労働者等の生活の保護や雇用の安定を図るための国の制度です。

労災保険は、労働者の方が業務災害や通勤災害に見舞われた場合に、被災者や遺族を援護するため、必要な保険給付等を行うものです。

雇用保険は、労働者の方が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために、必要な給付を行うものです。

○事業主が故意又は重大な過失により、労働保険の加入手続をしていなかった期間中に労働災害が発生し、労働保険給付を行った場合には、労働保険料がさかのぼって徴収されるほか、給付に要した費用の全部又は一部が徴収されます。

○まだ加入手続がお済みでない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）で加入手続をしてください。

なお、労働保険事務組合又は社会保険労務士に加入手続を委託することもできます。

【問い合わせ先】

鹿児島労働局労働保険徴収室（Tel 099-223-8276）

又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）まで

文例 2

労働保険の加入はお済みですか

11月には『労働保険適用促進強化期間』です

一人でも労働者を雇用している事業主は労働保険（労災・雇用保険）に加入する必要があります。

○労災保険は、労働者の業務中又は通勤時の災害に対し、雇用保険は、労働者が失業した場合、激甚災害により一時的休業・離職を余儀なくされた場合、育児休業や介護休業等により賃金が低下した場合等に必要な給付等を行います。また、事業所向けには各種助成金の支給を行います。

○手続がお済みでない事業主の方は、労働局あるいは最寄りの労働基準監督署・ハローワークへご相談ください。

【問い合わせ先】

鹿児島労働局労働保険徴収室（Tel 099-223-8276）

又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで